

医療関連感染防止対策に 関する取り組み事項



患者さんやご家族をはじめ、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために、標準予防策と感染経路別予防策を基本とした感染防止対策を遵守しています。

- ◆感染防止対策の専門的知識を持った医師・看護師・薬剤師・検査技師が協力して感染制御チーム（ICT）を結成し、院内の感染防止対策の推進に努めています。
- ◆抗菌薬適性使用支援チーム（AST）を結成し、抗菌薬の適正使用、薬剤耐性菌出現の抑制に努めています。
- ◆医療関連感染が発生した場合は速やかに感染拡大を防止します。
- ◆職員一人ひとりが健康管理に留意し、自らが感染源とならないように努めています。
- ◆感染拡大防止のために、必要時には隔離やマスクの着用などの感染防止対策を実施します。
- ◆感染防止対策の実践に際しては、個人の人権とプライバシーの擁護に努めます。
- ◆地域の医療施設と連携し、地域の感染防止対策を推進しています。
- ◆地域の施設（介護保険施設等も含む）から求めがあった場合には、実地指導や助言・研修を実施します。

